チェックリスト（支給申請様式・添付書類関係）

届出書類に添えて、提出願います。

助成金名（コース名）：人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）

※①～⑪は、Ａ機器導入助成の支給申請を行う場合に必要となる書類です。
㉑～㉙は、Ｂ目標達成助成の支給申請を行う場合に必要な書類となりますので、ご確認の上、揃えて申請してください。
（写しを提出される場合は、出来るだけA４サイズで提出いただくようご協力をお願いします。）

・申請期間
A機器導入助成：計画期間終了後２か月以内
B目標達成助成：評価時離職率算定期間の末日の翌日から２か月以内

※ここに掲載したもの以外であっても、石川労働局が審査にあたって必要な書類の提出を求める場合があります。

事業所名【　　】

	チェック	申請様式番号　・　様式名　・　備考等	
Ａ機器導入助成			
①	□	人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース／機器導入助成）支給申請書（様式第b-5号） □申請者が代理人の場合は委任状が必要となります。	
②	□	人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画対象経費内訳書【支給申請時】（様式第b-5号別紙）	
③	□	人材確保等支援助成金　介護福祉機器販売・賃貸証明書（様式第b-6号）	
④	□	導入した介護福祉機器の内容がわかる書類	売買契約書（請求書及び領収書）（写）、賃借契約書（写）、保守契約書（写）、カタログ、事業所内で撮影した機器の写真（１台ずつ全体像と製造番号が判別できるもの）、納品書など
⑤	□	導入した介護福祉機器の使用を徹底するための研修に関する内容が確認できる資料	
⑥	□	導入した介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要した費用の支払いを証明する資料（写）	
⑦	□	導入効果の把握に関する書類	介護労働者が実際に記入したアンケート
⑧	□	総勘定元帳（現金科目・預金科目）（写）または預金通帳（写）	機器の支払いに関する部分のみで可
⑨	□	支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）	
⑩	□	支払方法・受取人住所届（帳票種別32850）	新規登録又は登録済の口座を変更する場合
⑪	□	通帳の表面及び裏面の口座名義フリガナ 表示箇所の写し	新規登録又は登録済の口座を変更する場合 ※当座預金の場合は、手形帳・小切手帳等の表紙の写し
□		石川労働局（県内ハローワーク含む）では、支給申請書等の提出者が申請事業所の事業主、従業員等あるいは提出代理人（代行者）であるかを確認するため、窓口で支給申請書等を提出していただく際は、「雇用関係助成金支給申請書等の提出者（手続き者）の確認について」により提出者本人の身分確認を実施しておりますので、ご協力をお願いします。	

裏面に続く

B 目標達成助成			
㉑	□	人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）支給申請書（様式第b-7号） □申請者が代理人の場合は委任状が必要となります。	
㉒	□	介護労働者名簿（第b-7号別紙）	主たる事業が介護事業以外の事業主が、経営する介護事業所に機器を導入する場合又は介護労働者全てが雇用保険一般被保険者でない場合
㉓	□	対象事業所における評価時離職率算定期間の雇用保険一般被保険者の離職状況が分かる書類	雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）（写） ※雇用保険被保険者離職証明書が交付されていない場合は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）
㉔	□	支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）	
㉕	□	支払方法・受取人住所届（帳票種別32850）	登録済の口座を変更する場合
㉖	□	通帳の表面及び裏面の口座名義フリガナ 表示箇所の写し	登録済の口座を変更する場合 ※当座預金の場合は、手形帳・小切手帳等表紙の写し
□		石川労働局（県内ハローワーク含む）では、支給申請書等の提出者が申請事業所の事業主、従業員等あるいは提出代理人（代行者）であるかを確認するため、窓口で支給申請書等を提出していただく際は、「雇用関係助成金支給申請書等の提出者（手続き者）の確認について」により提出者本人の身分確認を実施しておりますので、ご協力をお願いします。	

※以下、生産性要件を満たした場合の支給額の申請を行う場合に必要な書類		
㉗	□	生産性要件算定シート（共通要領様式第２号）
㉘	□	与信取引等に関する情報提供に係る承諾書（共通要領　様式第３号）
㉙	□	生産性要件算定シートの根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）、役員（全員）分の賃金台帳または給与明細書等（写）

≪届出書類の提出先･方法≫

・石川労働局職業安定部職業対策課に出来るだけ持参いただくか、簡易書留等の必ず配達記録が残る方法で提出してください。
　※重要：到達日が受付日となります。

≪留意事項≫

・計画届の提出や支給申請時に審査に必要な書類が不足している場合は受付できませんので、必ず提出前に当該チェックリストでご確認ください。
・石川労働局に提出した書類については、助成金の支給が終了した後も５年間保管してください。また、石川労働局や会計検査院による実地検査が行われることがありますので、その際は書類の提出等にご協力いただくようお願いします。
・虚偽の申し立てがあった場合は、不正受給として処分され、処分の日から起算して5年間は、雇用関係助成金は支給されません。また、支給された助成金の返還に加え、延滞金及び返還を求めた額の2割に相当する額の合計額が請求されるとともに、原則事業主名等が公表されます。